

入札公告

川崎市幸区役所電気・機械設備保守及び雑排水槽等清掃業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市幸区役所電気・機械設備保守及び雑排水槽等清掃業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 川崎市幸区役所

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」及び「空調・衛生設備保守点検」、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 過去5年以内に国又は地方自治体の施設において設備保守の類似実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 幸区役所総務課

電話：044-556-6603

FAX：044-555-3130

E-Mail：63soumu@city.kawasaki.jp

※競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。（「入札情報かわさき」－「入札情報」－「入札情報（入札公表・落札結果）」－「入札情報」－「委

託」－「入札公表」－「財政局」)
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月19日（木）までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 類似実績が分かる書類（契約書写し等）

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札書様式、及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3 (1) と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和8年2月25日（水）午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信する場合は令和8年2月25日（水）午前9時から午後5時までに配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

電子メール 63soumu@city.kawasaki.jp

FAX：044-555-3130

(2) 質問受付期間

令和8年2月25日（水）午前9時から令和8年3月3日（火）午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月5日（木）に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和8年3月9日（月） 午前10時

(イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 幸区役所4階 第5会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」－「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。